

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地など

与謝野町は、京都府の北部に位置し、平成18年3月1日、加悦町・岩滝町・野田川町が合併し誕生した。日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、北は京丹後市、西は兵庫県豊岡市に接している。北東側には日本三景「天橋立」を望み、それ以外は山に囲まれ、その中央を野田川が流れている。総面積108平方キロメートルの範囲に約2万人が暮らしており、南北約20キロメートルの間に町並みや集落が連なるといふまとまりの良い地域である。

主産業は、織物業と農業である。特に、織物業は「丹後ちりめん」に代表される和装絹織物産地として日本最大の規模を誇り基幹産業として地域経済を牽引してきた。しかしながら、生活様式の変化などから和装絹織物の需要が低迷し、昨年度はコロナ禍の影響もあって丹後産地全体の生産量は昭和48年のピーク時の2%を切るまでに減少している。

そういった中、与謝野町では、与謝野町総合計画条例第4条の規定に基づき、社会動向や経済情勢の変化、多様な住民のニーズに的確に対応するため、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする与謝野町総合計画後期基本計画を策定した。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、基本計画において、重点的に取り組む施策や分野を横断する施策を重点プロジェクトと位置づけ、実施計画において、基本計画で示した施策を実現するための具体的な事業を定め財政的な裏付けや社会情勢を判断しながら毎年度3ヶ年を期間とするローリング方式により策定し実施している。

② 風水害に関して

与謝野町では、昭和40年の台風23号、昭和47年の台風20号、昭和62年台風19号、昭和63年の大雨被害等、台風・大雨による甚大な被害があったが、最も記憶に残るのは、平成16年の台風23号による被害である。近年は、台風に限らず、梅雨前線等の活発な前線による降雨が線状降水帯を形成し、長時間の集中豪雨となって被害が拡大する例も起きている。

*洪水

与謝野町の河川は、2級河川として京都府の管理する野田川水系（香河川、奥山川、水戸川、岩屋川、加悦奥川、温江川、桜内川、滝川）、三田川、男山川と、これらに注ぐ多数の小河川があるが、これらの小河川のうち河床が荒れている箇所や雨量100ミリ以上となったとき堤防を越える危険のある所が多く、6河川で重要水防区域、野田川が河川重点警戒箇所に指定されており、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域も存在する。

*土砂災害

与謝野町は、約75パーセントが森林で、急傾斜地も多く、前線の停滞による集中豪雨、台風通過時における連続的豪雨等の自然条件によって、河川の流域に山くずれ等の山地に起因する災害が発生しやすい特性をもっている。

与謝野町には、地すべりの危険個所はないが、急傾斜地崩壊危険個所は 95 ヶ所、土石流危険渓流では 215 ヶ所存在する。

表 風水害の履歴

年月日	名称	災害の種類	被害概要	岩滝地区	加悦地区	野田川地区
H21. 8. 9	台風 9 号	風水害	道路、河川等被害	道路 1、林道 3、その他 10	道路 8、林道 2、床上 4、床下 121、その他 100	道路 10、林道 1、床下 36、その他 35
H24. 9. 19		高潮	道路被害	道路被害 9 (冠水 9)		
H29. 9. 17	台風 18 号	風水害	家屋、道路、河川等被害他	道路被害 59、橋梁被害 7、河川被害 4 2、農林水産業施設 275、農道被害 118、 <住家・非住家被害> 225 床下浸水 (住家 190、非住家 19) 床上浸水 (住家 13、非住家 3)		
H29. 10. 22	台風 21 号	風水害	家屋、道路、河川等被害他	道路被害 4 (道路冠水 2、崩落 1、土砂流入 1)、公共施設損壊 1 <住家被害・非住家被害> 6 損壊 (住宅 2、非住宅 1) 裏山崩落等被害 (非住宅 3)		
H30. 7. 5	大雨	水害	家屋、道路、河川等被害他	道路被害 17、公共施設 13 <住家・非住家被害> 182 住宅への浸水や土砂崩れ等による半壊 (住家 1、非住家 1)、一部損壊 (住家 3、非住家 3) 床上浸水 (住家 3、非住家 15)、床下浸水 (住家 137、非住家 19) 等		
H30. 10. 9	台風 24 号	風水害	家屋、道路等被害	道路被害 11 (崩土 1、道路冠水 10) <住家・非住家被害> 28 床下浸水 (住家 22、非住家 6) 車庫部分への浸水 (土砂含む) 4		

資料) 各町地域防災計画、「台風 23 号災害と水害環境」(海青社)より集約した。

ただし、H18. 7. 18、H21. 8. 9以降の災害は、与謝野町資料による

③ 地震

与謝野町の地形は全体として山地・丘陵地が多く平野が少ない。本町の中央部には野田川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。わずかに野田川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、阿蘇海に面した土地は、海岸平野や浜などの海岸地形が一部にみられる。

地質は、全体としては花崗岩類が分布する。基盤岩である花崗岩とこれを被う沖積層により構成される。花崗岩類は宮津花崗岩と呼ばれ、中生代後期に形成された。これらは全体に広く分布し、固結した強固な岩盤を形成する。

「京都府地震被害想定調査」(平成 20 年)によれば、本町付近の想定震源としては、山田断層地震、郷村断層地震があげられている。過去においては、1927 年(昭和 2 年)3 月 7 日 6 時 27 分頃、丹後半島を震源とするマグニチュード 7.3 の地震が発生し、京都府全体で、死者 2,898 人、負傷者 7,595 人、住家全壊・全焼 6,918 戸、非住家全壊・全焼 9,106 戸の被害となった。本町での人的被害は、死亡(行方不明を含む)が 561 人、重傷者 394 人、軽傷者 589 人であった。このうち、山田断層帯に沿う野田川地域での被害が甚大で、死者(行方不明者含む)は 438 人に上った。

④ その他

* 雪害

与謝野町は、全域が豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年 4 月 5 日法律第 73 号)第 2 条の規定による豪雪地帯の指定(総理府告示第 43 号)を受けており、大雪により昔から雪害に悩まされてきた。昭和 50 年以降の町内での主な雪害の概要を以下に示す。

表 雪害の履歴

年月日	災害の種類	被害概要	岩滝地域	加悦地域	野田川地域
S50年1月14日	雪害	被災者7名	半壊1棟		
S50年1～2月	雪害・水害	土木施設被害他		公共土木施設153箇所他	
S56年1月	雪害	文教施設、道路等被害		文教施設3、道路10箇所他	
S59年2月	雪害	家屋被害26棟他		土木施設4、家屋26箇所他	
H17年12月	豪雪	災害名称「平成18年豪雪」家屋被害	床下浸水1戸他	一部損壊4戸他、ビニールハウス12棟	全壊1戸、半壊2戸、一部損壊23戸他
H23年1月	雪害	住家、非住家被害	住家一部損壊1、非住家(物置)全壊1	住家一部損壊3、物置全壊3、物置半壊2	住家半壊1、非住家(空き家)全壊1、(工場)一部損壊1

資料) 旧各町地域防災計画、「台風23号災害と水害環境」(海青社)、与謝野町資料 他

*津波

平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」(事務局:国土交通省他)の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行うこととされている。

なお、京都府の津波浸水想定による本町の最高津波水位等は、次表のとおりである。

区分	地点	最高津波水位	最高津波到達時間	断層
与謝野町	浜町区野田地域	0.6m	257分	若狭湾内断層
	野田川河口	0.6m	261分	

⑤ 感染症

新型コロナウイルス感染症の与謝野町内在住の累計感染者数は、全数把握ができた令和4年9月26日までで2,305人であった。

与謝野町では関係機関と連携しながら、希望者へのワクチン接種事業や検査体制の整備などを進めており、あわせて、インフルエンザワクチン接種についても進めている。また支援制度も個人世帯向け、事業所向けにそれぞれに設けている。

(2) 商工業者の状況

① 商工業者などの数（令和3年経済センサスを基とする）

1,323事業所

② 小規模事業者数

1,132事業所

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	製造・建設業	608	589	織物事業者が多い
	卸・小売業	255	192	
	サービス業	427	321	
	その他	33	30	

(3) これまでの取組

① 与謝野町

・地域防災計画の策定

与謝野町防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町長を長とした与謝野町防災会議が策定している。

大規模災害に対処するため予防・応急・復旧対策について国・府・地方行政機関などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

・地域防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、洪水・土砂災害・地震発生などの複合被害を想定したシナリオにより、関係諸機関の連携訓練、地域住民の訓練を通して自助・共助と公助の連携強化を図るため、毎年1回実施している。

・防災、感染症等の対策備品の備蓄

防災備品及び1日間程度の飲食料品を近隣の市町と共同で備蓄している。また、感染症対策としてはマスクを与謝野町防災倉庫に備蓄管理している。

・感染症に関する対策

各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を町の危機管理に関わる重大課題と位置づけ、感染拡大の抑制による町民の生命及び健康の確保と生活や経済の維持に努める。

② 与謝野町商工会

・事業継続計画（以下 BCP）に関する国の施策などの事業者への周知

「与謝野町商工会」（広報誌、年4回発行）への記事記載やホームページにおいて周知。

・商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進

定期的に実施している全会員に対する巡回時に、パンフレットを配布することにより、事業者のリスク管理を促し加入を促進している。

・防災訓練への参加

地域の防災訓練に参加して職員の意識を高めている。

・経営支援員向け BCP 研修の参加

事業者の BCP 策定を支援する経営支援員がまず BCP を理解する必要があるため、BCP 関連の研修に参加して理解を深めるよう推進している。

II：課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な BCP の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、また、発災・復興時に必要な連絡体制が構築できていない。また、感染症についても、感染予防のための予防接種の推奨や手洗いの徹底、マスクの着用等が重要ではあるが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、新たな感染症に備え、引き続き感染予防に向けた対策への準備を行う必要がある。

III：目標

- ① 小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させるために、普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知するとともに災害に対する意識を高める。
- ② 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識の醸成を図る。
- ③ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、与謝野町商工会と与謝野町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ④ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び与謝野町との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑤ 小規模事業者等が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
1,323	1,132	令和6年度	0	1	1
		令和7年度	0	3	3
		令和8年度	1	5	6
		令和9年度	1	5	6
		令和10年度	1	5	6

*その他

- ・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 1月 1日～ 令和11年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

与謝野町商工会と与謝野町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1, 事前の対策

① BCP 策定の重要性などの周知

- ・事業者に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

② 当商工会の事業継続計画策定

与謝野町商工会は令和7年3月までに事業継続計画を策定する。

③ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認。
- ・与謝野町商工会と与謝野町の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、与謝野町との連携・連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

2, 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況を把握し、関係諸機関と連携する。

① 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

② 応急対策の方針決定

- ・与謝野町商工会と与謝野町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動をとり、応急対策への参集は求めない。
- ・与謝野町商工会と与謝野町との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none">・地域内で10%程度の事業所で「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。・地域内で1%程度の事業所が「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。
被害の発生	<ul style="list-style-type: none">・地域内で1%程度の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

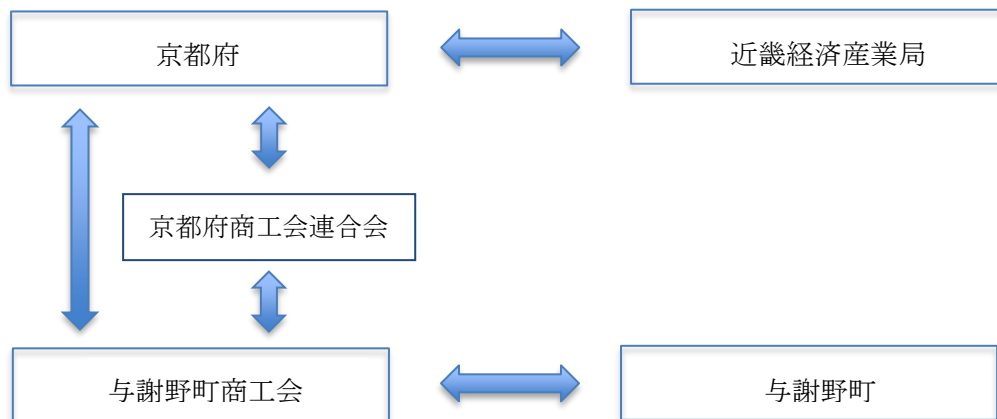
- ・本計画により、与謝野町商工会と与謝野町及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、与謝野町のホームページへの発信情報を適宜閲覧する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

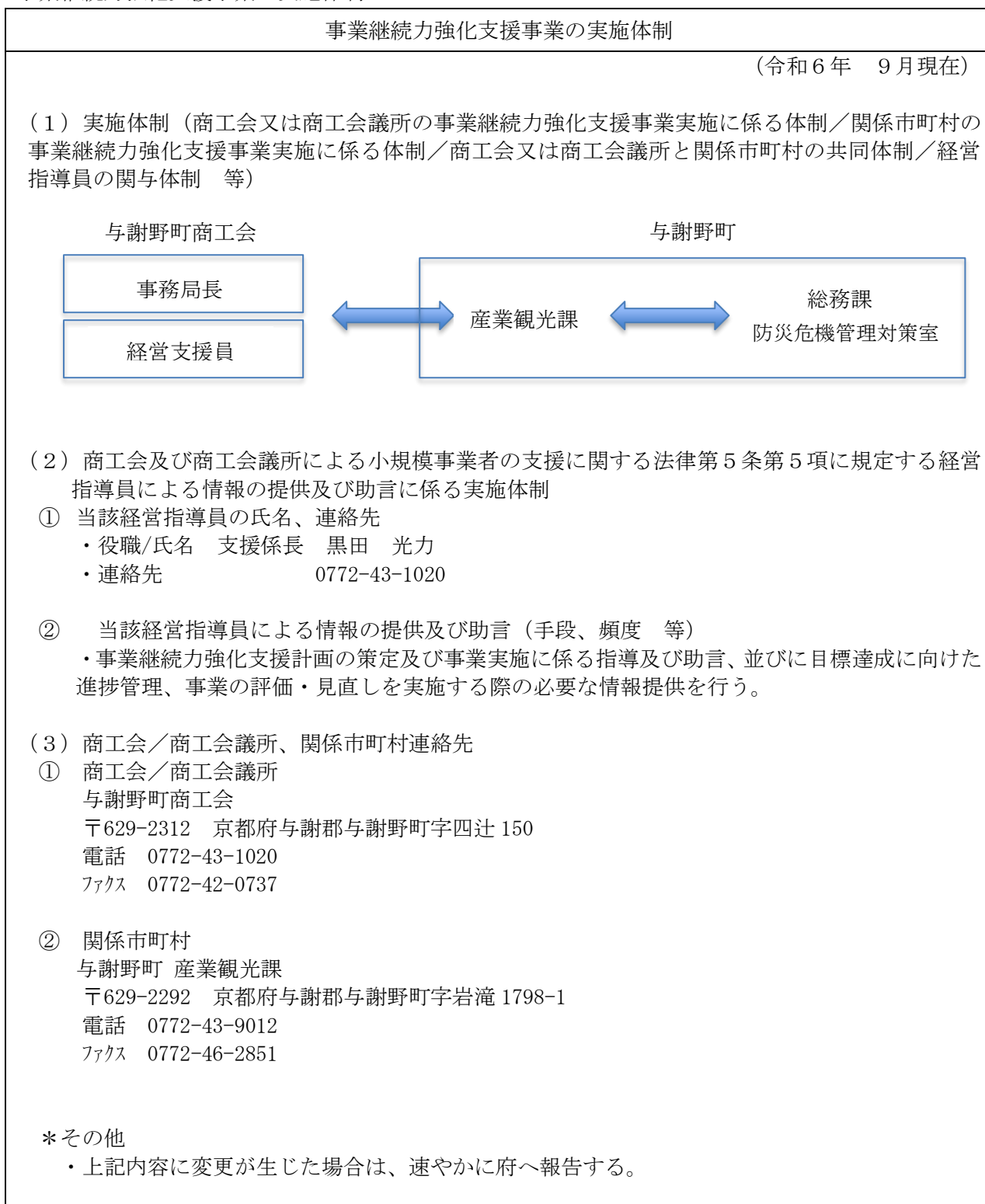
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・与謝野町商工会と与謝野町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・与謝野町商工会と与謝野町で共有した情報は、京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、与謝野町商工会と与謝野町が共有した情報を、京都府に報告する。



- ④ 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援
- ・事業者向け相談窓口については、与謝野町と協議の上、開設する。
 - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
 - ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - ・応急時に有効な被害事業者施策（国や京都府及び与謝野町の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
 - ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口を設置する。
- ⑤ 地域内小規模事業者に対する復興支援
- ・国、京都府、与謝野町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。
 - ・連携する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に参加する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。
- *その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	30	220	220	220	220
・専門家派遣事業	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	0	90	90	90	90
・パンフ・チラシ制作費	0	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	0	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
国補助金、京都府補助金、与謝野町補助金、会費収入、参加者負担金など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
京都府商工会連合会 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター 3階 311号室 会長 沖田康彦 保険会社 ・東京海上日動代理店 I's株式会社 京都府京丹後市峰山町荒山 815 代表取締役社長 森戸博 ・損保ジャパン株式会社 京都支店京都支社 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 671 代表取締役社長 石川耕治 ・三井住友海上火災保険株式会社 京都支店京都法人営業課 京都府京都市下京区 綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 取締役社長 船曳真一郎 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 京都支店 京都府京都市下京区大宮通四條下ル四條大宮町 2 代表取締役社長 新納啓介	
連携して実施する事業の内容	
専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。	
連携して事業を実施する者の役割	
京都府商工会連合会・・・専門家派遣や普及啓発のためのセミナーや勉強会実施 保険会社・・・リスクファイナンスのご案内、事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[京都府商工会連合会] <--> 連携 B[与謝野町商工会] B <--> 連携 C[保険会社] </pre>	